

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第22回）議事概要

### 1 日時

平成25年5月7日（火）午後3時30分から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，  
長谷川充弘，榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，今崎幸彦刑事局長，小林宏司審議官

### 4 進行

#### (1) 竹之内委員及び今崎刑事局長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった竹之内委員及び今崎刑事局長から，あいさつがあった。

#### (2) 「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を受けた実務の取組について

長谷川委員，竹之内委員，栃木オブザーバーから，平成24年12月の「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下，「報告書」という。）を受けた実務の取組について，それぞれ，以下のとおり説明がされた。

#### 【検察庁における取組】（長谷川委員）

公判前整理手続の長期化問題について

これまでも，証明予定事実記載書の早期提出や積極的な任意開示などに取り組んできたところであるが，引き続き，これらの迅速化への方策に取り組んでいきたい。

#### 審理対象の明確化について

検察官の証明予定事実記載書については、事案の内容や、争われる見込みの有無等に応じて、メリハリをつけたものとなるよう意識していきたい。

#### 裁判員裁判の公判審理の在り方について

裁判員に対するアンケートにおいて、検察官の訴訟活動が「分かりやすい」とする回答の比率は依然として高い水準にはあるものの、年々その比率が低下し、「分かりにくい」とする回答が増加する傾向にある。その原因については、事件の個性や被告人、証人の表現能力などの要因もあり、一概に特定することは難しいが、色々な工夫により改善していく必要がある。その方法については、具体的事件における裁判員経験者のアンケート結果が1つの手がかりになると思われる。また、アンケート結果だけでは要因を把握しにくい面もあると思われるため、法曹三者の反省会、裁判員経験者の意見交換会等でのご意見やご指摘も参考にしつつ、何が効果的で分かりやすい立証なのかを見定めて検察官同士で共有し、運用の改善につなげていきたい。

#### 検察官の意識について

検察官は、判決の認定にも量刑にも問題ないということになると、一件落着という気持ちになりがちであるが、そういう事件でも、立証が分かりにくかったということであれば、裁判員に余計なご負担をお掛けしていたり、参加の充実感を損なっている可能性がある。検察官には、結果だけではなく、過程も重要であるという意識を強く持たせるようにしていきたい。また、常に初心に帰ることを大切にし、検察官に「分かりやすさ」についての問題意識を定着させた上、スキルアップに努めたい。

#### 冒頭陳述について

引き続き、個別の事案に応じて、公訴事実や量刑上重要な事実など、必要な事項に絞った分かりやすいものとしていきたい。

#### 自白事件における人証の活用について

事案の内容、証人の特性や負担に応じて、柔軟かつ積極的に取り組んでいきたい。

調書は、裏付けを尽くし、真実に近いものとするとともに、内容も簡潔明瞭、理路整然と整理されたものになるよう心掛けてきた。したがって、検察官として、調書は通常分かりやすいはずであり、これを活用したいと考えるのは、それはそれで自然なことだと思う。しかし、検察官からみて分かりやすく整理されており、信用性にも問題がないというときでも、これを評価する判断者である裁判員、裁判官は、直接話を聞いたわけではないので、必ずしも十分に心証がとれないということがあると思う。また、努力しているとはいっても、調書には色々な内容のものがあることも事実である。評議でも、証人尋問は調書と比較して印象が強く残りやすく、信用性の判断がしやすいとの指摘も少なくない。検察官も、整理された簡明さだけでなく、判断する方の心証に訴えられるかが重要であるという問題意識を持って取り組んでいきたい。

また、人証の活用とセットで重要なのが、尋問技術の向上である。証人尋問が、理解度、感銘力に優れているといっても、その分かりやすさが質問の巧拙に左右されることも事実である。証人に、経験した重要な事実を、記憶の濃淡に忠実に、整理して語ってもらうことが大切であり、質問の内容、順序や組み立てなどの工夫など、尋問技術の向上に意識的に努めていきたい。

#### 【弁護士会における取組】（竹之内委員）

報告書において、弁護士会に対しては、裁判員裁判の経験の蓄積、継承の態勢について、弁護士会全体としての観点からの検証が求められているものと認識している。

裁判員裁判に関して、日弁連では、ライブ研修（全国に生中継し、各単  
位会からも参加可能）、e - ラーニング（録画視聴による研修）、各地へ  
の弁護士派遣による実演型研修の3つを柱として研修を行っている。

最近の特徴として、新入会員向けの刑事関係の研修への参加が減少している。裁判員裁判に取り組むには一定のハードルがあり、それを越えてまでやるという若手弁護士の意欲が低下しているのかもしれない。また、ベテランの中では、裁判員裁判には法廷技術がきわめて重要であるという認識が必ずしも共有されていないように思われる。

若手弁護士の意欲が低下しているとする、いくつかの理由が考えられる。法科大学院については、昨今の合格率の環境の下で、実務系科目に割く時間が十分に確保されているのかが気になっている。また、司法修習においても、期間が短縮された上、裁判員裁判を経験した弁護教官が少なく、弁護実務修習で裁判員裁判を経験することも少ない。その集約として、弁護士になっても裁判員裁判に取り組むことに躊躇してしまうということが考えられないか。

東京弁護士会が設けている都市型公設事務所のうち2事務所は、裁判員裁判を担当することが多く、経験の蓄積、継承のセンター的役割を担っている。また、裁判員裁判の経験の継承をねらいとして、裁判員裁判において弁護人を複数選任する場合のため、経験者を登載した名簿を用意している。しかし、この名簿は十分に活用されていないように思われる。若手弁護士には、年上の弁護士とではなく友達同士で組みたいという傾向があるようであり、経験の蓄積、継承につなげることが難しい。

今後の取組として、日弁連では、基礎的研修の立て直しが重要であると考えている。東京では今夏、大阪では12月に、それぞれ3日間の法廷技術基礎研修を予定している。これは、裁判員裁判を担う人材を育てるだけでなく、各单位会における法廷技術研修の中心になる人材を育てることも目的としている。また、新入会員に対しては、実演型研修を義務化することも検討中である。

研修メニューは色々と用意しているが、どうやって若手弁護士に刑事事件

に興味を持ってもらい、研修に参加してもらおうかというのが一番の課題である。法科大学院や司法研修所と連携することにより、若手弁護士が意欲を持って研修に参加する態勢を作っていけたらと思う。

#### 【裁判所における取組】（栃木オブザーバー）

##### 公判前整理手続の短縮化に対する取り組みと現状について

東京地裁では、昨年4月ころから公判前整理手続の長期化の原因と対策を探る取り組みを始め、その一環として、昨年5月ころから、当事者の理解と協力の下、起訴後早期の打合せと公判期日の仮置き（仮予約）を実践している。その結果として、平成24年4月から本年3月までに終局した、鑑定や追起訴等のない自白事件のうち、審理日数が4日以内の事件の平均審理期間は約4.9か月となっており、報告書における裁判員裁判施行後平成24年5月末までの3年間に終局した同種の事件の平均審理期間5.4か月と比べ、短縮化している。その一方で、自白事件全体の審理期間は依然短縮化されておらず、また、否認事件は長期化する傾向を示しており、現在、その原因と対策を検討しているところである。

##### 公判中心の審理の実現に対する取り組みと現状について

公判中心の審理の実現については、東京地裁では、平成23年夏ころから、自白事件においても、的確な心証をとるためには、重要な事実について人証を中心にした審理を行うべきであるとの意識の下、この問題に本格的に取り組んできた。その結果、自白事件で犯罪事実立証のために取り調べた検察官請求の証人数を見ると、平成23年1月から9月末までに終局した事件は平均で0.52人であったが、平成23年10月以降平成24年9月末までの1年間に終局した事件は平均で1.34人、平成24年10月以降平成25年3月末までに終局した事件は平均で1.42人と、確実に増加しており、報告書と比較して、成果は着実に上がっているといえる。

これは、裁判官のみならず、検察官や弁護人も、裁判所からの働き掛けや、

実際の事件で証人尋問を行った経験を通じて、的確な心証を得るためには、証人尋問を中心とした審理が重要であるということ認識するようになった結果ではないかと思われる。もっとも、最近の裁判員経験者に対するアンケートによると、検察官・弁護人の訴訟活動における問題点を示す回答では、尋問の意図が分からないとする意見が多く見られるようになっている。今後は、いかにしてポイントを絞った分かりやすい尋問をするかという尋問技術の向上が課題となると考えている。

#### 判決書の在り方に対する取り組みと現状

東京地裁では、昨年の7月ころから、裁判長を中心に、実際の判決書を素材として罪となるべき事実と量刑理由の在り方を検討した。その検討を通じ、判決書の在り方は、単なる書き方の問題ではなく、審理・評議の在り方と直結する問題であるとともに、量刑の基本となる行為責任の考え方や、量刑判断の構造に遡る問題であることが再認識されるようになった。その結果が、ポイントを絞った審理・評議という形で反映されつつあり、判決書も、量刑のポイントがどこにあり、なぜその刑になったのかを簡潔に分かりやすく書いたものが増えてきている。今後は、否認事件の審理・評議・判決書の在り方についても検討することが必要であると考えている。

#### 【意見交換】

##### 弁護士会における経験の蓄積・継承について

##### (酒巻委員)

検察庁、裁判所の取組の方向性には全く異論がない。大変なことだとは思いますが、本来の刑事裁判の定着に向けて一所懸命やってもらいたい。竹之内委員のご報告については法科大学院について誤解を避けるためコメントしておきたい。法科大学院では、刑事実務に関する基本カリキュラムは必修科目とされているが、学生は必修だからやむを得ず受講しているわけではない。それまでに学んだ刑法、刑事訴訟法の理論を踏まえ、記録教材な

どをもとに刑事裁判の実務を学ぶことによって、刑法や刑事訴訟法の理論が実際にはどう動くのかが分かり、同時に実務のことも分かる。さらに、そのような理解の深化が、法科大学院教育の到達度を検定する司法試験の刑事系科目に取り組む準備にもなるという、合理的科目展開をしている。司法修習の期間が短縮され、裁判員裁判を全部見るのが難しいというのは事実であるが、法科大学院教育や司法修習そのものに決定的な問題があるというより、弁護士となった若い人の刑事司法に貢献しようという志が低くなっているのではないか。裁判所や検察庁と異なり、弁護士はどのような法分野で仕事するか基本的に自由であり、制度的、組織的に難しい面があるが、志ある若手に対してうまく経験の蓄積が継承されるような仕組みが必要であろう。

(竹之内委員)

刑事弁護にも多くの弁護士が参入してきたというのは事実であり、ようやく経験の蓄積が始まりつつあるのかなとも思うが、やや中折れ気味ではないかと気になる。

(今田委員)

若手弁護士の研修へのモチベーションが低いということだが、ベテランはどうか。

(竹之内委員)

施行後、裁判員裁判をやろうという人はだいたい研修を受けていると思う。新入会員向けの研修への参加者が少ないのが課題である。

(龍岡委員)

私が教えていた法科大学院では、実務系科目として模擬裁判をやっているが、学生は非常に熱心に取り組んでいるので、若手弁護士が消極的だと聞くとズレを感じる。弁護士になると、色々勉強しなければならないが、裁判員裁判には非常に時間を取られるので、余裕がないのかもしれない。

就職した事務所で、余裕をもって取り組ませてもらえる環境が必要なのではないか。

(内田委員)

竹之内委員からご紹介のあった3つの研修プログラムには、それぞれ得意・不得意分野があると思う。研修の中身が、きちんと学問知を臨床知に変える力につながるようなプログラムになっているのか。

(竹之内委員)

プログラムの内容については、日々見直しをしているが、参加者のアンケートなどをみても、一定のレベルに達していると思う。そういった中で、参加者が減るとするのは、単なる研修の中身の問題だけではないだろうと考えている。

(榎井委員)

若手弁護士が意欲的でない状況は大変危機的である。単に若手の傾向を指摘するだけにとどめず、大いにその原因を探っていく必要があると思う。この分野は、被告人を弁護し、いわば国家権力と対決するもので、実に胸が躍るような仕事であると思うが、若手弁護士の実際の声はどうか。裁判員裁判が、忙しいばかりで面白みが感じられないと思われているのか、経済面での問題があるのか。そういった点の分析はどうか。

(竹之内委員)

刑事弁護で国家権力と闘いたいという意欲を持った者は、常に一定程度存在する。以前は、そういう意欲を持っていても、事務所に入ると民事事件ばかり、という状況であったが、裁判員制度や被疑者国選弁護制度が導入され、意欲を生かせる状況ができた。大きくみればいい流れにあると思うが、裁判員制度導入当初の熱気が冷めたのかなというところもある。新規登録弁護士である以上、裁判員裁判にも対応できるような力を備えなければならないはずである。経済的な問題も影響しているのかもしれない。



今後は、アンケートなどもとってみたいと思っている。

(今田委員)

竹之内委員のご報告を前提とすると、法科大学院や司法修習との連携から考え直さなければならない。深刻で大きな問題であり、原因があいまいなままでは十分な対処ができないのではないか。法科大学院や司法修習では熱心に取り組んでいると聞いているので、違和感を覚える。単にお金の問題だとするとあまりにも寂しい。

(竹之内委員)

公設事務所への就職希望者が非常に多いことからすると、刑事弁護への意欲を持った者はそれなりに多いのだと思うが、それを生かせる事務所がどれだけあるのか。各委員からは、こちらの想像以上に深刻であるというご指摘をいただいたので、今後も分析を行っていきたい。

判決書の在り方について

(酒巻委員)

判決書について、短くなっただけではないということは承知しているが、昔はどういうもので、今はどういった点が昔と異なるのかをご説明いただくと、説明がより分かりやすいのではないか。

(栃木オブザーバー)

罪となるべき事実に関しては、かつては、「犯行に至る経緯」と「罪となるべき事実」に項目を分けて、前者の中で、被告人と被害者らの関係、経緯等をかなり長く書く例も多くあった。今は、量刑上重要な事実を、犯罪事実がどういうものを示す限度で書くように工夫している。また、量刑の理由についても、かつては、こういう点は悪い、他方でこういう点は酌量できる、というように、悪い情状と良い情状を分けて列挙した上で、最後に「以上を総合考慮すると・・・」とまとめていた。最近では、量刑上のポイントに焦点を当てて、当該事件の類型から刑の幅を導いた上で、そ

の幅の中で重い部類か軽い部類かを具体的に検討し，その他の情状事実も加味して結論を出す，という経過を意識して書かれるようになり，分かりやすくなってきていると思う。

(内田委員)

日本語の文章の構造は，時系列で書かれ，最後まで読まない重要なことが分からない。因果律によって，まず結論を述べた上で，その後に説明するという記載方法をとると，パラグラフの最初だけ読めば結論が見えるものになる。判決書もそのように記載すると分かりやすいと思う。

(榊井委員)

検察官，弁護人間に大きな争いがない事件の判決書がうまくいっているというだけでは，手放しに良かったと言える話ではない。そのようなことを言っている段階ではないのではないか。

(大谷事務総長)

判決書には，認定した結論のみではなく，その結論を左右した当事者の主張の対立点はどこにあり，裁判体がどのような考えからどちらの主張を採用したのかということが端的に分かるように記載されていると，より説得力のある，新しい工夫のみえる判決書になると思われる。

(椎橋座長)

それぞれご意見をいただいたところであるが，大切なのは，短くかつ分かりやすく，必要なものを記載するということであろう。その結論に目標を定めると，おのずと必要な立証というものもみえてくるのではないか。結論に必要なポイントを絞った立証をすることが大切だと思われる。

(3) 裁判員経験者がストレス障害に罹患したとの報道について

(今崎刑事局長)

先般，福島地裁郡山支部で裁判員を務められた方が，ストレス障害に罹患されたとの報道がなされていたところ，本日，この方が訴訟を提起したとの

報に接した。裁判所としては、現段階で、事実関係を十分に把握しているわけではないが、判決後の記者会見において、公判の期間中、お弁当を食べられなかった、中身を見て吐いてしまったなどの発言をされた方がおられたということは承知している。この方がストレス障害に罹患したという報道内容が事実であるとする、この方に多大な負担をお掛けしたということであり、大変残念に思っている。

裁判員の精神的負担に対する配慮の在り方については、この懇談会の第11回でも取り上げ、議事録や当時の「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の案内文書が公開されているほか、検証報告書でも取り上げていたところであるが、法曹三者としては、これらを参考に、個々の事案に応じた適正な配慮に努めていかなければならないと考えている。とりわけ、裁判所としては、裁判官はもとより、職員一人ひとりが、改めて裁判員の精神的な負担の軽減を十分に考え、個々の事案に応じて適切な配慮をしなければならないと考えている。また、内部の研究会などでも十分に議論したい。なお、第11回でご紹介した後、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を委託している業者の変更があったことから、本日、資料2として、現在裁判員にお渡ししている案内文書をお配りさせていただいた。

(長谷川委員)

今回の件は、検察庁としても、重要な問題としてしっかり受け止めている。

今回の事件は措いて、検察官の立場からどうしても申し上げておかなければならないのは、こういった証拠が必要な場合があるということである。裁判において一番大切なのは、適正な事実認定及び量刑判断であり、事件によっては、こんなに残虐で、重大な結果をもたらした事件である、という犯行の実態を立証する上で、遺体のカラー写真が必要不可欠であるという場合がある。検察官が、被害者あるいは被害者遺族の声を背中に聞きながらやっている以上、その点をご理解いただきたい。一方、それとは別の問題として、

立証責任を負う検察官の立場から、どこまでの証拠が必要なのかは考えていく必要がある。結論を導くために必要な立証を考えていくと、必ずしも写真を要せず、言語的表現や図面により伝えるべき情報を伝えられる場合はあると思う。今後は、必要性や、必要性の程度に応じた取調べ方法を、法曹三者で吟味していきたい。

( 椎橋座長 )

今後も、裁判員に過重な負担をかけることがないように法曹三者が気をつけていかなければならない。特に、裁判所は、裁判員と接する時間が長いのであるから、常に注意して取り組んでいく必要がある。

( 榊井委員 )

残虐性を示すために、どこまでの証拠が必要なのか。我々記者も、そういった残虐な現場を目にすることがあるが、何が悪いのかということ、その悪さを抽象化して考えていく中で、残虐な場面そのものは横に置かれていくものである。今回の件については、単に残虐なものをどうするかというマニュアル的な発想で考えてはいけないと思う。

( 内田委員 )

今回の件を受けて、裁判員と裁判官との関係、コミュニケーションの持ち方を改めて考えてほしい。今後も、素人が、強い負担の下で評議の場にいるという意識を持ち、配慮を続けていってほしいと思う。

(4) 裁判員裁判の実施状況について (平成25年2月末)

今崎刑事局長から、資料3に基づき、平成21年5月21日から平成25年2月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

(5) 「平成24年における裁判員裁判の実施状況に関する資料」(103条公表)の公表項目、「裁判員裁判の実施状況について」(速報)の改訂について

前回、事務局において検討することとされた、各公表項目の変更、改訂について、今崎刑事局長から以下の通り説明がなされ、いずれも了承された。

### 【103条公表の公表項目について】

今回の修正は、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」における分析の視点を活かす観点から、公表項目を一部変更するものである。

これまで、実審理期間と開廷回数をクロスした図表を公表していたが、社会的注目度がより高いと思われる実審理期間（裁判員が参加する期間）の分布を示す図表に差し替える。

控訴審における破棄人員を破棄理由別に分類した図表を新設する。

「辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）」に、手続段階別の辞退者の割合を示すこととする。

なお、本年の公表時期については、例年どおり7月を予定している。

### 【速報版の改訂について】

速報版は、これまで、制度施行以来の累計値を示していたが、毎月の変動が見えにくくなっていることから、経年変化を示す図表を中心としたものに改訂する。改訂に当たっては、統計データごとに、経年変化を把握する必要性を慎重に検討した。

今回の改訂によって速報から除外される統計データの多くは、103条公表には依然として盛り込まれており、年単位の統計データが今後も公表される。

### 【委員からのコメント】

（酒巻委員）

速報で、経年変化が見られるようになったことはありがたい。また、今回落とされたデータについても、統計としては存続するという事なので、これでよいと思う。

（榊井委員）

薬物犯罪等特定の事件について、起訴件数が減っているのはなぜか。

（長谷川委員）

薬物犯罪については、日々、犯罪者と捜査機関との戦いであり、その情勢によって、検挙件数も増減しているものと思われる。裁判員裁判対象事件の疑いで逮捕された被疑者が、捜査の結果、裁判員裁判非対象事件で起訴されるということはあるが、裁判員裁判を避けるため意図的に軽い罪で起訴しているということはない。

(6) 裁判員アンケートの結果について

今崎刑事局長から、資料4及び5に基づき、平成24年1月から平成25年2月までの裁判員経験者等アンケートの結果について報告がなされた。

【委員からのコメント】

(内田委員)

弁護人の法廷での説明等が「分かりにくい」という回答が多くなっている理由について、1つには、弁護人が、検察官の立証に対して反証する立場にあり、もともと反証というのが非常に難しいものであるということが挙げられるのではないか。もう1点としては、プレゼン技能の問題があるのではないか。言葉遣いや口調、滑舌の訓練といった点を研修に盛り込んではどうか。

(椎橋座長)

1点目について、弁護人の役割については難しいところがあるのは確かである。また、後者の点については、弁護士会でも取り組んでおられるところであると思うが、法曹全体でも検討すべき問題ではないかと考える。

(7) 「裁判員制度の運用に関する意識調査」の結果について

今崎刑事局長から、資料6及び7に基づき、平成25年1月から2月にかけて、成人2000名を対象として実施された「裁判員制度の運用に関する意識調査」について報告がなされた。

5 次回の予定等

(大谷事務総長)

本日のお話を伺っていても、法曹三者がじっくり取り組まなければならな

い問題がだいぶ浮かび上がっていると思う。裁判員制度の持つ大きな意義に即した対応が求められており，それぞれの課題について，お互いに検討を重ねながら，その成果や新たな課題をここでお示ししつつ議論してまいりたい。

次回の懇談会は本年秋頃を開催する予定とし，具体的な日程については追って調整することとされた。

(以 上)